



平成 29 年 5 月 15 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 L I T A L I C O  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 長 谷 川 敦 弥  
(コード番号：6187 東証第一部)  
問 合 せ 先 取 締 役 坂 本 祥 二  
経 営 企 画 部 長  
(TEL. 03-5704-7355)

## 監査等委員会設置会社への移行及び定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「監査等委員会設置会社に移行すること」及び「定款一部変更の件」を平成 29 年 6 月 20 日開催予定の第 12 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 監査等委員会設置会社への移行

##### (1) 移行の目的

取締役会の監督機能の強化とコーポレート・ガバナンス体制の充実を図るものであります。

##### (2) 移行の時期

平成 29 年 6 月 20 日開催予定の第 12 期定時株主総会において、必要な定款変更に関するご承認をいただき、監査等委員会設置会社に移行する予定です。

#### 2. 定款の一部変更

##### (1) 定款変更の目的

①監査等委員会設置会社に移行するため、会社の機関に関する規定の変更、取締役及び取締役会に関する規定の変更、監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除を行い、併せて監査役の責任免除の規定の削除に伴う経過措置として附則を設けるものであります。

②取締役会の決議によって重要な業務執行の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる規定を新設するものであります。

③上記に伴う条数の変更その他表現の統一、明確化等所要の変更を行うものであります。

##### (2) 定款変更の内容

変更内容は別紙のとおりであります。

##### (3) 日程

定款変更のための定時株主総会開催日：平成 29 年 6 月 20 日（予定）

定款変更の効力発生日：平成 29 年 6 月 20 日（予定）

以上

(下線は変更箇所を示します。)

現行定款	変更案
<p>(機関の設置)</p> <p>第5条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会 (2) <u>監査役</u> (3) <u>監査役会</u> (4) 会計監査人</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第9条 当社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱い並びに手数料は、法令又は本定款のほか、<u>取締役会の定める株式取扱規程</u>による。</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第10条 (条文省略)</p> <p>2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、<u>取締役会の決議によって定める。</u></p> <p>3. (条文省略)</p> <p>(招集権者及び議長)</p> <p>第13条 (条文省略)</p> <p>2. 社長に事故あるときは予め取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第17条 当社の取締役は10名以内とする。</p> <p>(新設)</p> <p>(取締役の選任の方法)</p> <p>第18条 当社の取締役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の決議によって選任する。</p> <p>2. (条文省略)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第19条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(機関の設置)</p> <p>第5条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会 (2) <u>監査等委員会</u> (3) <u>会計監査人</u></p> <p>(削除)</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第9条 当社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱い並びに手数料は、法令又は本定款のほか、<u>取締役会又は取締役会の決議によって委任を受けた取締役の定める株式取扱規程</u>による。</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第10条 (現行どおり)</p> <p>2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、<u>取締役会又は取締役会の決議によって委任を受けた取締役が定める。</u></p> <p>3. (現行どおり)</p> <p>(招集権者及び議長)</p> <p>第13条 (現行どおり)</p> <p>2. 社長に事故<u>ある</u>ときは予め取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第17条 当社の取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。</u>)は10名以内とする。 <u>2. 当社の監査等委員である取締役は5名以内とする。</u></p> <p>(取締役の選任の方法)</p> <p>第18条 当社の取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の決議によって選任する。</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第19条 取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。</u>)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 <u>2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> <u>3. 任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>

<p>(取締役会の招集及び議長) 第 20 条 (条文省略) 2. 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前に各取締役及び各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>(新設)</p> <p>(役付取締役) 第 21 条 取締役会の決議をもって、取締役の中から、社長 1 名を選定し、必要に応じて、取締役会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>(新設)</p> <p>第 23 条 (条文省略)</p> <p>(取締役の報酬等) 第 24 条 当社の取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議をもってこれを定める。</p> <p>(取締役会の決議等の省略) 第 25 条 取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</p> <p>2. 取締役が、取締役及び監査役の全員に対して、取締役会に報告すべき事項(ただし、会社法第 3 6 3 条第 2 項の規定により報告すべき事項を除く。)を通知したときは、当該事項を取締役会へ報告することを要しない。</p> <p>第 26 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第 5 章 監査役及び監査役会</p> <p>(監査役の数) 第 27 条 当社の監査役は 4 名以内とする。</p> <p>(監査役の選任の方法) 第 28 条 当社の監査役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の</p>	<p>(取締役会の招集及び議長) 第 20 条 (現行どおり) 2. 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>3. 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(役付取締役) 第 21 条 取締役会の決議をもって、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から、社長 1 名を選定し、必要に応じて、取締役会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>(重要な業務執行の決定の委任) 第 23 条 当社は、会社法第 3 9 9 条の 1 3 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</p> <p>第 24 条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の報酬等) 第 25 条 当社の取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議をもって定める。</p> <p>(取締役会の決議等の省略) 第 26 条 取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>2. 取締役が、取締役の全員に対して、取締役会に報告すべき事項(ただし、会社法第 3 6 3 条第 2 項の規定により報告すべき事項を除く。)を通知したときは、当該事項を取締役会へ報告することを要しない。</p> <p>第 27 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: right;">(削除)</p> <p style="text-align: right;">(削除)</p> <p style="text-align: right;">(削除)</p>
--	---

<p><u>決議によって選任する。</u></p> <p><u>(監査役の任期)</u>  <u>第 29 条</u>  <u>監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u>  <u>2. 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は前任者の任期の残任期間と同一とする。</u></p> <p><u>(常勤の監査役)</u>  <u>第 30 条</u>  <u>監査役会は、その決議をもって、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p> <p><u>(監査役会の招集)</u>  <u>第 31 条</u>  <u>監査役会の招集は、各監査役に対し会日の 3 日前までにその通知を発するものとする。ただし、緊急の必要あるときは、この期間を短縮し、また監査役全員の同意あるときは、招集手続きを経ずに監査役会を開催することができる。</u></p> <p><u>(監査役会規程)</u>  <u>第 32 条</u>  <u>監査役会に関する事項については、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p> <p><u>(監査役の報酬等)</u>  <u>第 33 条</u>  <u>当会社の監査役の報酬は、株主総会の決議をもって定める。</u></p> <p><u>(監査役の責任免除)</u>  <u>第 34 条</u>  <u>当社は、会社法第 4 2 6 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議をもって免除することができる。</u>  <u>2. 当社は会社法第 4 2 7 条第 1 項の規定により、監査役との間に任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>	<p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>第 5 章 監査等委員会</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(監査等委員会の招集)</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>第 28 条</u>  <u>監査等委員会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査等委員に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u>  <u>2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(監査等委員会規程)</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>第 29 条</u>  <u>監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p>

<p>第 35 条 ～ 第 36 条 (条文省略)</p> <p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第 37 条          会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査役会</u>の同意を得て定める。</p> <p>第 38 条 ～ 第 41 条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>第 30 条 ～ 第 31 条 (現行どおり)</p> <p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第 32 条          会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査等委員会</u>の同意を得て定める。</p> <p>第 33 条 ～ 第 36 条 (現行どおり)</p> <p>附則</p> <p><u>(監査等委員会設置会社移行前の監査役の責任免除に関する経過措置)</u></p> <p>1. 当社は、<u>第 1 2 期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第 4 2 3 条第 1 項所定の監査役 (監査役であった者を含む。)</u>の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2. <u>第 1 2 期定時株主総会終結前の監査役 (監査役であった者を含む。)</u>の行為に関する会社法第 4 2 3 条第 1 項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第 3 4 条第 2 項の定めるところによる。</p>
--	--